

第1問

問題文

次の【事例】を読んで、後記〔設問〕に答えなさい。

【事例】

1 令和6年4月22日、V（17歳、男性）からバッグが盗まれたとする内容の被害届が出されていたところ、同月25日、暴力団員であるA（42歳、男性）が、令和6年4月22日、Vのバッグを窃取したとする窃盗罪の被疑事実でAの自宅において適法な手続を経て通常逮捕された。

Aの逮捕後、国選弁護人としてXが選任された。Aは当初から一貫して犯行を否認していた。Aは適法な勾留延長手続を経た上、同年5月16日、T地方裁判所に同罪で公判請求された。Aは暴力団組織を背景に事件を目撃していたと考えられるWに接触すること等も考えられたことから、①検察官の請求に基づき、Aに対して、第1回公判期日まで接見禁止する旨の決定がなされた。

なお、上記公判請求に係る起訴状の公訴事実には、「被告人は、令和6年4月2日午前8時20分頃、H県I市J町3丁目5番1号L公園南側ベンチにおいて、V所有のバッグ（時価40000円相当）を窃取したものである。」旨記載されている。

2 公判請求までに収集された主な証拠の概要は次のとおりであった。

証拠① 被害届

Vは、令和6年4月22日午前8時20分頃、H県I市J町3丁目5番1号L公園内南側のベンチにおいて、バッグを盗まれた旨記載されている。

証拠② Vの警察官調書

「私は、令和6年4月22日午前8時頃、B子とL公園の南側ベンチで待ち合わせしていました。B子は同日午前8時5分頃、同ベンチに着きました。B子と会った瞬間、次のデート先のことで頭がいっぱいになり、持っていたバッグをベンチに置いたままB子とともに公園を出ました。B子と歩き、15分ほどしてから、公園から600メートルほど離れたM駅にて、バッグを持っていないことに気付き、公園のベンチに戻ったところ、バッグはありませんでした。バッグはヴィヴィトン製のもので、4月20日に発売されたものを購入しました。このバッグは世界に100個しかないものであり、バッグを開けると、底にシリアルナンバーが刻印されています。私のバッグには『024』と記載されています。見ればすぐに私の物と分かるはずです。」

証拠③ Wの警察官調書

「私は、令和6年4月22日午前8時10分頃、日課である朝のジョギングをしていて、疲れたのでL公園北側のベンチで休んでいました。向かい側のベンチに誰かが置き忘れたバッグがあるのに気付きましたが、何気なく見ていました。そうすると、私がベンチに座ってから7～8分後だったと思い

ますが、右頬に十字傷のある40代くらいの男が、周りをキヨロキヨロしながらバッグを持っていました。40代くらいの男にしてはかわいいバッグを持っているなと思い、不自然に思ったのを覚えています。」

証拠④ 捜索差押調書

「令和6年4月25日、逮捕に伴い、A宅の搜索を実施したところ、ヴィヴィトン製のバッグが発見されたため、搜索差押許可状記載物件としてこれを押収した。」

証拠⑤ 捜査報告書

「A宅から押収したヴィヴィトン製のバッグは、令和6年4月20日に発売されたもので、世界に100個しか流通しておらず、バッグを開けて底を確認すると、『024』との記載があった。また、本件バッグは正規のヴィヴィトン製のバッグであることも判明した。さらに、Vから、銀座ヴィヴィトンにて、令和6年4月20日に同日発売のヴィヴィトン製バッグを購入した際に交付された領収証の任意提出を受けた。」

証拠⑥ L公園付近のコンビニN店外の防犯カメラ映像

「令和6年4月22日午前8時20分35秒、顔に十文字型の傷のある40代くらいの男性がバッグを持ってL公園の方からコンビニN店前を通過している映像が映っている（なお、男性がバッグを抱え込むように持っていたため、防犯カメラの設置角度からは、持っているバッグの種類まで特定することができなかった。）」

証拠⑦ Yの検察官調書

「私はAと20年来の付き合いで、A宅の付近に住んでいます。令和6年4月22日午前8時20分頃、私がコンビニN店に行こうとしたところで、L公園の方から私と反対方向に向かって歩いているAを見つけました。Aは何か新しそうなバッグを持っていましたので、『おはようA。そのバッグをどうやって手に入れたんだい。まさかどっかからパクって来たんじゃないだろうな。』なんて冗談半分にAに話しかけたら、Aはなぜか無言で立ち去ってしまいました。Aはいつもと違う様子なので、何かあったのかなと思いました。」

証拠⑧ Zの検察官調書

「私はAとA宅にて同居しています。Aは現在42歳です。Aは10年前のちょっとしたいざこざが原因で、右頬に十字傷があります。Aは、令和6年4月22日午前7時45分頃に、『ちょっとコンビニにタバコを買ってくる。』と言って外に出ていきました。私は風邪をこじらせてしまい、令和6年4月21日から警察の人達が入ってきた令和6年4月25日までずっと仕事を休んでA宅で寝込んでいましたが、その間にA以外の人がA宅に入って来ることはありませんでした。」

証拠⑨ 実況見分調書

「L公園、コンビニN店及びM駅は、全て〇通り沿いにあり、L公園からコンビニN店まで約50メートル、コンビニN店からM駅まで約550メートル、L公園からM駅まで約600メートルの距離であるとの記載がある。」

証拠⑩ Aの検察官調書

「私は、暴力団P組の構成員です。普段はQ建設事務所に出入りしています。Vのバッグを盗んだとの被疑事実で逮捕されました。私はそんなことはしていません。事件当日の朝は、家で寝ていました。」

- 3 受訴裁判所は、令和6年6月6日、Aに対する窃盗被告事件を公判前整理手続に付する決定をした。検察官は、同月20日、証明予定事実を記載した書面を同裁判所及びXに提出・送付するとともに、同裁判所に証拠①から証拠⑩の取調べを請求し、Xに当該証拠を開示し、Xは、同月25日、同証拠の閲覧・謄写をした。Xは、同年7月9日、検察官に対し、類型証拠の開示を請求し、同月23日、検察官は、Xに対し、類型証拠の開示を行った。
- 4 これに対し、同月23日、Xは、開示された証拠を開覧・謄写するなどした上、検察官請求証拠に対する意見を述べると共に、予定主張を裁判所及び検察官に明示した。
- 5 そして、同年8月6日、裁判所は証拠決定をし、争点は、Aの犯人性が認められるか否かであるとの整理結果を確認して審理計画を策定し、公判前整理手続を終結した。その後、第1回公判期日が同年9月3日に行われ、同期日において、Aに対して、第2回公判期日まで接見禁止する旨の決定がなされた。

[設問1]

下線部④に関し、令和6年6月6日、Aの母親がAに接見したいとXに相談してきた場合、Xとしては、いかなる方法が考えられるか。接見禁止処分に着目した方法を2つ、適宜条文も指摘して簡潔に答えなさい。

[設問2]

検察官は、証拠①から⑩を前提として、どのようにAの犯人性を立証しようと考えているか。証拠構造を示しつつその思考過程を示しなさい。なお、W、V、Y、Zの供述の信用性については言及する必要はない。

解説

第1 設問1について

接見禁止処分に対する弁護活動に関する問題である。設問1は、第1回公判期日前において、接見禁止決定がなされているところ、母親との接見であれば、接見禁止の一部解除の申立てを行うことが実務上最も活用されている手続である。もっともこの申立ては裁判所の職権発動を促すものにすぎない。また、接見禁止処分そのものの効力を争うのであれば、Xは、「裁判官」(刑訴 429 I ②)が勾留に関して行った処分に対する不服申立てを行うことになる。

第2 設問2について

- 1 事実認定に関する設問である。本件において、争点たるAの犯人性に関して直接証拠は存在しない。そのため、間接証拠の積み重ねによってAの犯人性の認定を行う必要がある。
 - 2 間接証拠の積み重ねによる犯人性の立証の場合は、以下の視点に基づき証拠から認定できる事実を整理し、その推認過程を示しつつ結論付けることになる。
 - ①事件に関するもの（犯行供用物件、被害金品等）、現場等における遺留物その他犯人に関するもの（指掌紋、足跡、血痕、体液等）と被疑者との結び付きを示す事実
 - ②犯人の特徴（容姿、体格、年齢、服装、所持品その他の特徴）が犯行当日の被疑者の特徴に合致ないし酷似する事実
 - ③被疑者に事件を実現する機会があった事実（被疑者が犯行時に犯行現場にいた事実、犯行前・後に犯行現場又はその付近にいた事実）
 - ④被疑者が事件を実現することが可能であった事実（犯行遂行能力、技能、土地勘、金品等の管理等の立場、被害者と被疑者との関係）
 - ⑤犯行前の被疑者の事件に関する言動（犯行準備、犯行計画、罪証隠滅のための布石、逃亡準備、犯行の事前打ち明け等）
 - ⑥犯行後の被疑者の事件に関する言動（犯行による利益の享受（犯行以外の原資が不明の現金所持、借金返済等を含む。）、罪証隠滅、アリバイ工作、逃亡、犯行の打ち明け等）
 - ⑦被疑者に事件の動機、目的となり得る事情があった事実
 - 3 本問における検察官請求証拠からは、犯人性を推認させる事実として、⑦VのバッグがA宅で発見されたこと、⑧Aと犯人の特徴が似ていること、⑨Aは犯行を行うことが可能であったことなどを挙げることが可能である。ただし、間接事実からの推認を行う場合は、推認することができるかということに加え、その推認力を検討することが重要であるため、答案でもこの点は意識していただきたい。本問において犯人性立証のために最も重要な事実は上記⑦の事実であろう。ここでは、被害品の同一性という点を確認しつつ、A以外の何者かがVのバッグをA宅に持ち込んだという反対仮説を払拭する必要があるだろう。⑦及び⑨については、犯人性を推認させるものとなるが、一定程度の推認にとどまるものと考えられる。

4 最後に、Aの弁解についても簡単に検討する必要がある。Aは犯行時刻には自宅で寝ていたと弁解するが、これが他の証拠上認定できる事実と矛盾することは明らかであるので、信用できないであろう。

模範答案

1 第1 設問1について

本件で母親の関与をうかがわせる証拠は特に存在しないことから、接見禁止決定の一部解除の申立てにより裁判官の職権発動を促すことが考えられる。

また、接見禁止処分そのものの効力を争うとして、第1回公判期日前に接見禁止決定がなされているため、「裁判官」（刑事訴訟法（以下、法令名省略）429条1項2号）が行った「勾留」に関する裁判に対して、同号に基づき準抗告をすることが考えられる。

第2 設問2について

1 本件において、Aの犯人性を直接証明する証拠は存在しない。そのため、間接事実の積み重ねによって、Aの犯人性を判断することになる。

2 VのバッグがA宅で発見されたこと

(1) 証拠①、②及び④より、犯人によって持ち去られたVのバッグは最近発売されたヴィヴィトン製のバッグで、バッグの底に「024」とのシリアルナンバーが刻印されていること、Vが4月20日に購入したことが判明している。

そして、証拠④及び⑤より、A宅から押収されたヴィヴィトン製のバッグの底にも「024」とのシリアルナンバーが刻印されており、令和6年4月20日に発売された正規品であることが判明している。

発売当日のヴィヴィトンの正規販売店に偽物が流通するとは考えられず、Vの購入したバッグは正規品であるといえる。

また、同バッグはそもそも流通量が少ないものであるが、さらにシ

2

リアルナンバーが刻印されているところ、同種の物品に同じシリアルナンバーが付されることではなく、同じシリアルナンバーが付された同種品であれば、それはすなわち同一品であると認定できる。

よって、Vが犯人に持ち去られたヴィヴィトン製のバッグと、A宅から押収された同社製のバッグには同一性が認められる。

(2) そして、証拠①、③より、犯人は、令和6年4月22日午前8時20分頃にVのバッグを持ち去っているところ、証拠④から、令和6年4月25日に、上記被害品たるバッグがA宅に存在していたことが判明している。

犯人の犯行から3日程度が経過していることからすれば、A以外の人物がVのバッグを持ち去り、その後転々としてA宅に運んだ可能性が考えられる。

しかし、証拠⑧によれば、犯行時刻からA宅の搜索までにA宅にいたのはAと同居人のZのみであったこと、Zはこの間外出をしていないことからすれば、上記可能性は極めて低いものといえる。

(3) よって、上記事実は、Aの犯人性を強く推認するものである。

3 Aと犯人の特徴が似ていること

証拠③によれば、犯人は、右頬に十字傷のある40代くらいの男であるところ、Aも右頬に十字傷があり、年齢は42歳である。この事実は、犯人とAの特徴が似ていることを意味するものであるが、右頬に十字傷のある男性が複数存在することは否定できず、また、容姿には個体差があること、供述も幅のある表現にとどまっていることからすれば、

3 推認力は限定的である。

よって、上記事実は、Aが犯人であることと矛盾しない事実である。

4 Aは犯行を行うことが可能であったこと

証拠⑦によれば令和6年4月22日午前8時20分頃、AはコンビニN店付近にいたこと、証拠⑧によればAは同日午前7時45分頃に外出していることが判明している。

もっとも、証拠⑥において、同日午前8時20分35秒に、40代くらいの男がバッグを持ってL公園の方からコンビニN店前を通過していることが判明しているものの、バッグの種類が特定できないため、男がそもそも犯人であるかは認定できない。

したがって、これらの事実は、Aが犯行を行うことが可能であったことを意味するにとどまり、Aが犯人であることと矛盾しない事実である。

5 以上を総合考慮すると、VのバッグがA宅で発見されたことという強い推認力を持つ事実に加え、Aと犯人の特徴が似ていること、Aは犯行を行うことが可能であったことも相まって推認力を高めるものといえ、Aが犯人であることについて合理的な疑いを超える立証がなされたと認められる。

6 なお、Aは犯行時刻には家で寝ていたと供述するが、これは信用できる証拠⑦及び⑧と矛盾するものであり、信用できない。

以上

4